明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○強制労働の廃止に関する条約（第百五号）（九）　一

〔告　示〕
○強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の日本国による批准に関する件（外務二六五）　四
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（同二六六）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　二
地方公共団体
特定空家等の除却命令及び代執行関係　三
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇強制労働の廃止に関する条約（第百五号）（条約第九号）（外務省）

この条約は、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるものである。この条約は、前文、本文一〇箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　強制労働の禁止等（第一条関係）

加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

㈠　政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁

㈡　経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法

㈢　労働規律の手段

㈣　同盟罷業に参加したことに対する制裁

㈤　人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

2　強制労働の廃止のための措置（第二条関係）

加盟国は、第一条に規定する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。

3　最終条項（第三条～第一〇条関係）

この条約の批准、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

条　約

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第九号

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、千九百五十七年六月五日にその第四十回会期として会合し、

前記の会期の議事日程の第四議題である強制労働の問題を審議し、

千九百三十年の強制労働条約の諸規定に留意し、

千九百二十六年の奴隷条約が、強制労働が奴隷制度と同様の状態に発展することを防止するために全ての必要な措置をとるべきことを規定していること、並びに千九百五十六年の奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類する制度及び慣行の廃止に関する補足条約が、負債による奴隷及び農奴の完全な廃止を規定していることに留意し、

千九百四十九年の賃金保護条約が、賃金は定期的に支払われるべきことを規定し、及び労働者から自己の雇用を終了させる真正な可能性を奪う支払方法を禁止していることに留意し、

国際連合憲章が掲げ、及び世界人権宣言が定める人権の侵害となる特定の形態の強制労働の廃止に関して新たな提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百五十七年の強制労働廃止条約と称することができる。）を千九百五十七年六月二十五日に採択する。

第一条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

(a)　政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁

(b)　経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法

(c)　労働規律の手段

(d)　同盟罷業に参加したことに対する制裁

(e)　人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

第二条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、前条に規定する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。

第三条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第四条

1　この条約は、国際労働機関の加盟国であって自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2　この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3　この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。